

第1章 総論

I 策定の趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代において、通勤、通学、買い物、レジャー等さまざまな目的で、最も身近に利用されている交通手段であり、自転車を活用することで、CO₂の削減、健康増進、観光振興等の効果が期待されます。

本県では、2019（平成31）年3月、自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進する取組を加速させるため、「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

これまで、安全で快適な自転車通行空間の整備や、快適なサイクリング環境の整備を行い、着実に自転車の活用の取組が進んでいます。

また、2020（令和2）年に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化される等、自転車の安全利用に関する取組により、自転車関連事故は年々減少しています。

国においても、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、自転車の活用の推進を一層図るため、第2次自転車活用推進計画を2021（令和3）年5月に策定しました。

「第2次福岡県自転車活用推進計画」は、こうした、これまでの成果や自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関はもとより、県民や事業者、関係団体等、あらゆる関係者が協働して、自転車の活用に関する施策を推進するために策定するものです。

II 計画の性格

自転車活用推進法に基づき、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を踏まえ、「福岡県総合計画」及び「福岡県交通ビジョン2022」の部門計画として策定します。

III 計画期間

「福岡県総合計画」及び「福岡県交通ビジョン2022」の計画期間（2022（令和4）年度から2026（令和8）年度まで）との整合を図り、国の第2次自転車活用推進計画の期間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで）を踏まえ、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
福岡県自転車活用推進計画	第1次			第2次				

IV 計画の構成

第1章 総論

I 策定の趣旨

II 計画の性格

III 計画期間

IV 計画の構成

第2章 これまでの成果と自転車を取り巻く状況の変化

I 自転車の特徴

II これまでの成果

III 自転車を取り巻く状況の変化

- 1 自転車の利用に関する状況
- 3 九州各県連携の取組

- 2 「自転車条例」「道路構造条例」の改正
- 4 国の自転車活用推進計画

IV 自転車の利用状況

V 福岡県自転車利用に関するアンケート調査

第3章 展開する施策

目標1 自転車を快適に利用できるまちづくり

- 1 自転車通行空間の整備促進
- 2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化
- 3 放置自転車対策の推進
- 4 シェアサイクル等の普及促進

目標2 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

- 5 サイクルスポーツの普及促進
- 6 自転車による運動機会の提供

目標3 自転車を活用した観光振興と地域の活性化

- 7 サイクルツーリズムの促進
- 8 自転車の活用による地域の魅力発信

目標4 自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進

- 9 安全教育と啓発の推進
- 10 安全安心への備えと交通指導取締り
- 11 災害時の自転車活用

第4章 施策の推進方策

I 市町村との連携

II 関係機関との連携

III 成果の検証と新たな施策の検討（指標の設定：7件）